

報告第5号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、令和2年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一